○入札説明書

自動ドア保守点検業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記３に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　公告日　　令和８年１１月２７日

２　入札に付する事項

(1)　委託業務の名称
　　自動ドア保守点検業務委託

(2)　委託業務の内容
　　別添仕様書及び契約書(案)のとおり

(3)　委託期間
　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

(4)　履行場所
　　茨城県立中央病院（茨城県笠間市鯉淵６５２８）

３　担当部局

〒３０９－１７９３
茨城県笠間市鯉淵６５２８
茨城県立中央病院事務局　　(入札手続関係)　　経理課　　松浦
　　(委託業務の内容関係)　施設課　　小川
電話　　０２９６－７７－１１２１
ＦＡＸ　０２９６－７７－２８８６
メールアドレス　chuuoubyoin2@pref.ibaraki.lg.jp

４　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2)　政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3)　茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類17（建築物の管理（2））の小分類4（自動ドア保守点検等）に登録がなされていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4)　茨城県内に本店、支店又は営業所があり、緊急対応が可能な者であること。

(5)　仕様内容を遂行できる配置人員を確保できる者であること。

(6)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7)　茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

5　入札説明書等に関する質問

(1)　入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次により質問すること。

ア　質問受付期間

令和８年１１月２７日（金）から令和８年１２月１０日（木）まで

いずれも午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）

なお、郵送の場合は、期限までに必着のこと。これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ　質問受付先

３の担当部局に同じ

ウ　方　法

質問は別紙様式第1号により行うものとし、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(2)　質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア　日　時

令和８年１２月１７日（木）午後５時まで

イ　方　法

茨城県立中央病院のホームページに回答を掲載する。

URL: https://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/

6　入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵便、持参又は電子メールにより、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（様式第２号）に４(4)から(7)に係る証明書等を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1)　提出期限

令和８年１２月１０日（木）午後５時まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く）

いずれも午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）

なお、郵便の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2)　提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(3)　提出先

３の担当部局に同じ。

(4)　入札参加確認通知書

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和８年１２月１７日（木）に、一般競争入札参加確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7　開札の日時及び場所等

(1)　日　時　　令和８年１２月２３日（水）午前１０時３０分から
(2)　場　所　　茨城県立中央病院　本館２階　大会議室
(3)　開札は、参加者又はその代理人が出席して行うものとする。参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うので、開札日の前日までに３の担当部局にその旨を連絡すること。
(4)　入札会場には、参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前号の立会い職員以外の者は入場することができない。
(5)　参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場へ入場することができない。
(6)　参加者又はその代理人は、特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札会場を退場する事はできない。
(7)　入札会場において、次のいずれかに該当する者は当該入札会場から退去させることがある。
ア　公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者。
イ　公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者。

８　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2)　契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

９　入札の方法

(1) 入札書は、持参により提出することとし、郵送、電報及びＦＡＸその他の方法による入札は認めない。
ア　入札書の受領期限　令和８年１２月２３日（水）午前１０時３０分必着
イ　提出先　３の担当部局 経理課（入札手続関係）
ウ　提出書類　入札書（別紙様式６号）
(2) 代理人が入札する場合は、入札時までに委任状（別紙様式７号）を提出すること。
(3) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立会いは任意とし、立ち会わない場合は開札日の前日午後５時までに上記提出先にその旨を連絡すること。入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
(4) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守すること。
(5) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(6) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札者から入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

(9) 落札者は、入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次の最低の価格を入札した者を落札者とする。

(10) 競争入札執行（開札）の日時及び場所

ア　日時：令和８年１２月２３日（水）午前１０時３０分から

イ　場所：茨城県立中央病院　本館２階　大会議室

10　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2)　入札参加資格がない者がした入札

(3)　入札書に記載すべき事項の記録がない又は記録した事項が明らかでない入札

(4)　所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5)　電報、郵送、電話及びファクシミリによる入札

(6)　虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7)　指定の日時までに提出されなかった入札

(8)　誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(9)　首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(10) 同一の入札に２通以上の入札を行ったとき。

(11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札

11　落札者の決定方法等

(1)　茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札を

した者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(2)　くじ引きにおいて、参加者又はその代理人等直接入札者がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

(3)　初度の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、１回を限度として直ちに再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は、再度入札のための入札書を持参して開札に出席すること。なお、再度入札のための内訳書の提出は不要とする。

12　入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、必ず３の担当部局へ持参又は郵便により開札日時までに到着するよう辞退届（様式任意）を提出するものとする。

13　再度入札等

(1)　再度入札は１回とする。

(2)　初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3)　再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。そのため、見積書を提出する意思のある者は、見積書を持参すること。なお、見積合わせのための内訳書の提出は不要とする。

14　契約書作成の要否

(1)　契約書は２通作成し、双方各１通を保管する。

(2)　契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

15　契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

16　その他

(1)　落札者において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置がとられることがある。

(2)　参加者又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(3)　受注者の事由により期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。

(4)　資料等を電子メールにより提出する場合は、担当部局の了解を得ること。

(5)　入札等のため、院内に立ち入る場合は夜間入り口より入館し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。

(6)　本業務委託は、賃金水準又は物価水準の変動に基づく契約金額の変更条項（スライド条項）を適用する契約である。